

千葉県海面漁業調整規則の一部改正について

1 かじき等流しさし網漁業に関すること

(1) 改正理由

現在、かじき等流しさし網漁業は、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣省令」という。）に基づく届出漁業となっているが、本県海面においては、当該漁業の操業が行われるようになった昭和40年代に沿岸漁業との漁場競合や小型漁船のスクリーンに流し網が絡まる漁船事故が頻発したことから、昭和48年から千葉海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示に基づく承認制を導入し、毎年、操業実態の有無や漁具検査を実施するなどし、当該漁業を管理してきたところである。

今般、我が国が加盟する、まぐろ類、かじき類、さめ類等の国際的な管理措置を決める中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)をはじめとする地域漁業管理機関(RFMO)において、資源の悪化しているまぐろ、まかじき及びさめ類に対する保存管理措置が採択されていることを踏まえ、当該漁業についてより適切に管理するため、平成29年9月4日付けで特定大臣省令に基づく特定大臣許可漁業に規定されるとともに、さめ類の魚体の所持に係る制限を行うなどの改正が行われた。

また、当該改正では、特定大臣省令別表第1の2中欄に掲げる海域において、都道府県の漁業調整規則の規定による知事の許可を受けて当該漁業を営む場合には、農林水産大臣の許可を受けなくとも良いとされたところである。

当該改正趣旨に沿い、本県海面においてこれまで委員会の承認を受けて操業してきたかじき等流しさし網漁業者について、改正省令の経過措置が終了する平成30年4月1日以降も継続して、当該漁業を営むことができるよう、かじき等流しさし網漁業を委員会指示に基づく承認制から本県知事許可制として引き続き適切に管理し、もって漁業取締りその他漁業調整及び適切な水産資源の保護培養を図るため、かじき等流しさし網を許可漁業とするとともに所要の改正を行う。

(2) 改正内容

【第7条（漁業の許可）で規定する漁業の方法への魚種の追加】

同条第6号のさし網（流しさし網）漁業の魚種に「かじき、かつお、まぐろ、さめ」を追加し、かじき等流しさし網漁業を知事許可漁業に規定する。

【第58条（漁具の標識）で規定する漁業への魚種の追加】

同条第1項第2号の流しさし網漁業の魚種に「かじき、かつお、まぐろ、さめ」を追加し、かじき等流しさし網漁業の漁具の標識設置について規定する。

2 表記及び様式の変更等

(1) 改正理由

ア 海図等の表記に併せた修正

現行規則では、規則制定当時の海図等の表記に基づき、第 40 条第 2 項において「富津埼」、第 47 条第 2 項において「洲の埼灯台」と表記しているが、海図等の表記の変更があったことから、今般、現行の海図等の表記に併せて修正する。

イ 別記第 5 号様式（漁業許可証）のサイズ規定の撤廃及び表記の修正

事務処理の効率化を図るため、サイズ規定を撤廃し、A4 サイズでも処理できるようにするほか、当該許可証の項目について関係条文（第 15 条、第 17 条及び第 19 条）並びに別記第 4 号様式（申請書）の表記と統一するため、修正する。

(2) 改正内容

ア 海図等の表記に併せた修正

- ・第 40 条第 2 項の「富津埼」を「富津岬」に改める。
- ・第 47 条第 2 項の「洲の埼灯台」を「洲埼灯台」に改める。

イ 別記第 5 号様式（漁業許可証）のサイズ規定の撤廃及び表記の修正

- ・横 15 cm、縦 20 cm のサイズ規定を削除する。
- ・別記第 5 号様式（漁業許可証）中「機関」を「推進機関」に改める。
- ・その他必要な字句の修正を行う。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

3 附則

(1) 施行日

特定大臣省令では、かじき等流し網漁業の許可制への移行に当たっての経過措置として、委員会承認を受けた者は、平成 30 年 3 月 31 日までの間は知事の許可を受けたものとみなされることとなっている。

本県では、この経過措置を踏まえ、平成 30 年 3 月 31 日までは当該漁業を委員会指示に基づく承認制により管理するため、改正規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、地名及び灯台名については、現在の海図等における表記に速やかに合わせる必要があることから、公布の日から施行する。

(2) 準備行為

改正規則が施行される平成 30 年 4 月 1 日からかじき等流しさし網漁業を営むことができるよう、改正規則の施行前においても許可等の申請などの準備行為を認めることとする。

(3) 経過措置

改正規則の施行の際現にある改正前の様式による許可証が規則違反とならないよう、必要な経過措置を設ける。